

2018年3月1日

各会・クラブ代表者
基金担当者 各位

日本勤労者山岳連盟
労山山岳事故対策基金
運営委員会

「新特別基金」規定および細則改定のお知らせ

去る2月17～18日の全国連盟第33回総会で、下記のように新特別基金の規定改定の議決、および細則・内規改定の確認がされました。これにともない、HPの基金の案内や規定、リーフレット類の内容についても改訂の作業を進めているところです。改定内容について周知のうえ、今後の申請等の取り扱いをしていただくようお願いいたします。

なお、改定した規定やリーフレットを希望する場合は、その旨事務局までご連絡ください。

記

1. 新特別基金「規定」の改定

基金制度の名称変更について

(現行内容) 第1条 [目的]

日本勤労者山岳連盟(以下、単に「全国連盟」という)は、遭難対策事業の一環として、労山新特別基金制度(以下、「新基金制度」という)を運営する。

(改定内容)

日本勤労者山岳連盟(以下、単に「全国連盟」という)は、遭難対策事業の一環として、労山山岳事故対策基金制度(以下、「労山基金制度」という)を運営する。

また、第1条以下「規定」条文で明示される名称、略称を同様に変更します。

（改定の理由）

これまで新特別基金の「特別」の意味がわかりにくく、基金制度の内容がわかる名称に変えてほしいとの要望が出ていた。昨年の地方連盟基金担当者へのアンケートでも4分の3の賛成があった。名称変更により、基金運営に対する会員の理解を深めるとともに、基金制度を広く登山者にアピールできるようにする。

2. 新特別基金「細則」の改定

救援者費用の改定

細則 - 9 【救援者費用】

（現行内容）

遭難者の安否確認や身柄の保護のために、当該団体が現地に要員を派遣する必要が生じた場合、交通費の実費について5万円を限度として交付する。ただし、救助捜索費を申請する場合は、この救援者費用は交付対象から除外する。また、海外については対象としない。

（改定内容）

遭難者の安否確認や身柄の保護のために、当該団体が現地に要員を派遣する必要が生じた場合、交通費の実費について10万円を限度として交付する。ただし、救助捜索費を申請する場合は、この救援者費用は交付対象から除外する。また、海外については対象としない。

（改定の理由）

救助隊の出動機会が減少している中で、遭難者の出迎え、付き添いの必要が生ずることに対応させて4年前に救援者費用の制度を設置した。これまでの申請状況をふまえ、遠隔地から出向く場合の交通費実費にも近似するよう5万円から10万円に上限を改定する。

3. 新特別基金の内規の改定

スキー場での事故の認定について（細則 2）

（現行内容）

スキー場での事故は、山行計画書のルートになっている場合、会主催の山スキー講習会のほかは対象外とする。

スキー場での事故認定を次のように改める。

（改定内容）

スキー場での事故について、次のいずれかに該当する場合は交付対象とする。

山行計画書のルートになっている場合の事故。

会主催の山スキー講習会での事故。

山スキーの装備で山スキーのトレーニング中の事故。

（必要があるときは、運営委員会でこの事実を確認する。）

（改定の理由）

スキーでの交付を望む声はあるが、昨年の新特別基金全国会議では、ゲレンデスキーを対象にするのは反対の意見が多かった。計画書に目的が明記され、山スキーの用具を使用したトレーニング時に限定し、スキー場での事故について交付対象にする。

当該会の救助出動者の日当支給について（細則 - 1 内規 救助費用の実費）

（現行内容）

当該会における救助隊員への日当支給は除外する。ただし、地方連盟救助隊の幹部隊員については救助捜索活動に必要とされる場合において例外として支給を認める。

（改定内容）

地方連盟に登録する救助隊員が救助捜索の第一線に出動するとき、当該会の隊員の場合であっても、危険手当としての日当支給を認める。

手当の支給は、夏季 1 日 10,000 円、冬季 1 日 15,000 円を上限とする

（改定の理由）

公的救助の充実で事故の際は、当該会から救助隊が出動する機会は大きく減少し、当該会の申請する救助費用は年々減少している。新特別基金全国会議での当該会の救助隊員への日当支給要望もあり、救助体制の充実を期す。

なお、交付内容の改定については、総会以降を周知期間とし、本年 4 月 1 日以降の事故に対して適用する。

「事故一報」の事務局受理日の事務取り扱いの変更

これまで 30 日の期限内の事故通知でも、土日、祭日が挟まると基金事務局の受理が 30 日を超えてしまう場合があった。今後 E メール、F A X など発信日が正しく明示される場合は発信日、郵便の場合は消印日を受理日として取り扱うこととする。

以上